

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率等は次のとおりです。

1 市財政の早期健全化・再生に関する指標

健全化判断比率は次のとおりで、いずれも「早期健全化基準」に該当していません。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率の状況

項目	内容	武雄市(暫定値)	武雄市における早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率	実質赤字額なし (黒字比率 10.13%)	12.86%	20.00%
連結実質赤字比率	全会計における実質赤字の標準財政規模に対する比率	連結実質赤字額なし (黒字比率 22.83%)	17.86%	30.00%
実質公債費比率	普通会計の公債費や特別会計、公営企業会計、一部事務組合への公債費に係る繰出金等も含めた額の標準財政規模に対する比率	10.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	普通会計が将来負担すべき実質的な負債(特別会計、公営企業会計、一部事務組合、出資法人等含む)の標準財政規模に対する比率	10.5%	350.0%	

※標準財政規模…地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、地方税や普通交付税など自由に使えるお金の大きさを示すものです。

※早期健全化基準…基準以上になると財政健全化計画の策定が義務付けられ、国への報告義務を負います。

※財政再生基準…基準以上になると財政再生計画の策定が義務付けられ、計画について総務大臣の同意を得なければなりません。

2 公営企業の経営健全化に関する指標

公営企業における資金不足比率は次のとおりで、いずれの公営企業も「経営健全化基準」に該当していません。

特別会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準
工業用水道事業会計	資金不足額なし	20.00%
下水道事業会計	資金不足額なし	
給湯事業特別会計	資金不足額なし	
新工業団地整備事業特別会計	資金不足額なし	

※資金不足比率…公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

※経営健全化基準…基準以上になると経営健全化計画の策定が義務付けられ、国への報告義務を負います。